

平成26年度  
第3回小金井市介護保険運営協議会（全体会）  
（第9回小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定委員会）

日時：平成27年2月19日（木）午後2時～午後3時35分

場所：小金井市民会館萌えホールA会議室

出席者 <委員>

河 幹 夫	吉 田 昌 克	山 田 厚 子	山 極 愛 郎
諸 星 晴 明	文 屋 みや子	播 磨 あかね	常 松 恵 子
高 橋 信 子	鈴 木 由 香	佐々木 智子	酒 井 利 高
境 智子	小 山 茂	小 松 悟	君 島 みわ子
川 畑 美和子	池 田 馨	相 原 淑 郎	

<事務局>

福祉保健部長	柿 崎 健 一
介護福祉課長	高 橋 美 月
介護福祉課長補佐	藤 井 知 文
認定係長	樋 口 里 美
包括支援係長	本 木 典 子
高齢福祉係長	佐 藤 恵 子
包括支援係主任	宮 嶋 順 也

欠席者 <委員>

梶 原 仁 臣

議題

1. 第6期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定について
2. その他

介護福祉課長：

皆さま、こんにちは。時間になりましたので、始めさせていただきます。

ただいまより、平成 26 年度第 3 回小金井市介護保険運営協議会及び第 9 回介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画策定委員会を開催させていただきます。

本日の会議開催に当たりまして、梶原委員よりご欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

また、会議録の作成に際しまして、事務局による IC レコーダー使用の録音をいたしますので、ご了承ください。大変ご面倒ですが、ご自身のお名前を必ず先におっしゃってからご発言いただくようお願いいたします。

続きまして、配布資料の確認でございます。本日の資料は、次第に記載したとおり、事前に郵送させていただきました 3 点の資料でございます。お手元に不足がございましたら、事務局までお申し付けください。

配布資料の確認は以上となります。

本日の進行でございますが、第 6 期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画につきまして、市長より「諮問」をさせていただきます。その後、ご協議いただきまして、承認をいただきました後に、会長より「答申」をいただくまでをお願いしたいと思っております。

初めに、市長の稲葉より挨拶がございます。よろしくお願いいたします。

稲葉市長：

はい。稲葉でございます。

皆さん、大変お忙しい中、お越しをいただきまして、ありがとうございます。日ごろより、委員の皆さまには小金井市の介護保険事業にご支援・ご協力をいただいていることに対しまして、感謝を申し上げる次第であります。

さて、団塊の世代が全て 75 歳以上になる平成 37 年には、市民のおおよそ 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者になると見込まれております。平成 12 年に介護を必要とする方々を、社会全体で支えるための社会保険制度として介護保険制度が始まってから、15 年が経過しました。3 年ごとに、さまざまな視点で制度を見直してきたわけですが、今回の制度改正は、その中でも大きな改正となります。

高齢化率が年々高まっていく中で、平成 37 年までの 10 年で、地域の持つ可能性を引き出し、高齢者の方が住み慣れた地域で暮らし続けることのできるまちづくり、地域包括ケアシステムの構築を進めるため、また、制度の効率化・公平化を図り、制度の維持可能性を高めることが、改正の柱となっております。

被保険者の皆さまには痛みを伴う内容も盛り込まれているところがございますが、介護保険制度は、介護が必要になった方にとって、とても有効な制度であります。市民の理解と協力を得ながら、制度を支えている人材や財源を確保し、制度を維持していかなければならないと考えております。

介護保険制度は、高齢者の自立支援を理念として掲げてきました。高齢化のピークと言われる 10 年後に向け、いま一度、その理念を再認識し、心身とも健康に年を重ねていただくことのできるよう、事業計画を推進し、健康寿命を平均寿命に近づけることで、高齢者の方に生きがいを持っていただき、結果として、社会保障費の増加を抑制することができるようにしていかなければならないと考えております。

昨年から 1 年近くの間、皆さまの貴重なお時間をいただき、多大なご助言とご意見を賜りまして、小金井市の平成 27 年度から 3 年間の介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画を取りまとめ、今般、ご審議をいただくこととなりました。国の介護報酬の提示時期などの諸事情により、計画のご提示がこのような時期になり、委員の皆さまには、大変お忙しいところ、誠に恐縮でございますが、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

介護福祉課長：

それでは、この後の議事進行につきましては、河会長をお願いいたします。

河会長：

それでは、本日の議題の (1) でございますけども、「第 6 期介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画の策定について」であります。

今、お話がございましたように、最初に市長より本計画に対しまして、諮問を受けたいと思います。

稲葉市長：

はい。じゃあ、諮問をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

小金井市介護保険運営協議会 会長 河 幹夫 様

小金井市長 稲葉 孝彦

第 6 期小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画 (案) について (諮問)

介護保険法第 117 条及び老人福祉法第 20 条の 8 に基づく「第 6 期小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画 (案)」につきまして、貴協議会のご意見をお示し願います。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

どうぞよろしくをお願いいたします。

河会長：

ただいま市長よりご諮問がございました。諮問書の写しを皆さま方に配布いたします。

介護福祉課長：

すみません。大変恐縮ではございますが、市長は、この後の公務のため、ここで退席とさせていただきます。また、福祉保健部長につきましても、一時中座をさせていただき、急な公務が終わり次第、戻る予定ですので、ご了承いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

稲葉市長：

皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。

(市長退室)

河会長：

皆さまのお手元に諮問書がお配りされたと思います。

それでは、諮問書の表書きということでお配りされたと思いますけども、諮問につきまして、資料等に基づきまして、事務局より説明をしていただくようにお願いします。

介護福祉課長：

はい。介護福祉課長の高橋です。よろしくお願いいたします。

すみません。まずは説明に先立ちまして、今日ご提出した資料の訂正をお願いいたします。大変申し訳ございません。

まずは、資料3の一番最後のページ、6ページをご覧ください。

資料3の一番下から2つ目の106ページの項目でございます。図表4-4-8、第1号被保険者の介護保険料の変更内容の欄で、「第7段階、年額10円切捨」と記載をされておりますが、「10円切捨」ではなく、正しくは「100円未満切捨」となりますので、ご訂正をお願いいたします。「10円切捨」ではなく、「100円未満切捨」とご訂正をお願いいたします。

併せまして、資料1の106ページをご覧ください。

資料1の106ページ、表の一番右の列の冒頭の一番上の区分ですね。「年額(円)」の下に「※印10円切捨」との記載がございますが、この※印以降、「10円切捨」までの記載を、こちらは全て削除になります。こちらのほうで修正を誤りまして、大変申し訳ございません。このような形で訂正をさせていただきます。

それでは、ご説明に入らせていただきます。最初に、資料3をご覧ください。

本表は、第2回介護保険運営協議会及び第7回事業計画策定委員会の合同会にお示ししました介護保険事業計画部分を除きました本計画の素案と、第8回事業計画策定委員会でお示ししました介護保険事業計画部分の素案から、修正した項目の一覧となっております。

表の一番左の列にございますページの項目については、本日配布をいたしました資料1のページ数にてご案内をしているところでございます。

また、表の一番右の列、「ご意見」という欄でございますが、こちらは、委員会等でいただきましたご意見により、修正した項目について、元となるご意見の内容を記載させていただいているところでございます。

前回、第 8 回の計画策定委員会におきまして、介護保険事業計画部分に当たります第 4 章 4「介護保険の推進」以降の素案をお示しし、ご意見をいただきました。また、介護保険事業計画部分を除きました第 4 章 3 までのパブリックコメントと市民説明会の結果についても、その際にご報告させていただき、介護保険事業計画部分につきましては、その後、短期間になりますが、パブリックコメントを実施する予定であることをお伝えしていたところでございます。

資料 3 の (1) の表をご覧ください。

資料 3 の (1) の表に掲載した部分につきましては、介護保険事業計画部分素案について、パブリックコメントに提示する前に修正をした部分でございます。

大きな修正点としましては、2 点ございます。1 つ目は、96 ページの記載となっております施設整備計画の図表の掲載の変更です。こちらは、策定委員会で「わかりづらい」「誤解を受けやすい」というご意見をいただきまして、変更いたしました。

2 点目は、105 ページの保険料基準額関係の数字でございます。第 8 回の計画策定委員会後、再度、事務局である介護福祉課で数値を精査した結果、数値の修正をさせていただきました。それ以外の項目につきましては、文言の整理等の範囲の修正となっております。

この (1) の表に記載した修正を行った後、介護保険事業計画部分の素案につきまして、1 月 29 日 (木) ~ 2 月 2 日 (木) の 8 日間という期間になってしまいましたが、市のホームページに掲載し、また、公共施設設置等によりパブリックコメントの実施をしたところでございます。ご意見の提出はございませんでした。

次に、資料 3 の (2) の表をご覧ください。

こちらは、2 回のパブリックコメントを事務局で再度精査し、文言の整理、わかりにくい表記の修正、いただいたご意見などを検討した結果の記載の追記、削除、変更、端数調整など数字の整理、「てにをは」などの記載誤りの修正を行っております。

次に、資料 2 をご覧ください。A4 の 1 枚ものの資料になります。前回の第 8 回事業計画策定委員会で第 6 期事業計画期間の小金井市での介護保険料月額基準額をお示ししました。その際に、宿題となっております第 5 期計画期間からの引き上げ額の増減要因及び増減額の内訳と、国や都の状況の資料となります。

資料 2 の一番上の表をご覧ください。現行の第 5 期事業計画の保険料基準月額を掲載しております。上から、小金井市 4,800 円、全国平均 4,972 円、東京都内の 26 市平均 4,731 円となっております。

これに対しまして、平成 27 年度からの第 6 期事業計画の保険料基準月額を一番下の表に掲載しております。小金井市 5,200 円で、5 期との比較で 400 円、8.3%の引き上げ、全国平均 5,550 円で、578 円、11.6%の引き上げ、都内 26 市平均 5,343 円で、613 円、12.9%

の引き上げとなっております。

しかしながら、こちらの表の一番下にも注意書きをさせていただいたとおり、国平均、都平均の数値は、資料作成時点でこちらが把握していた数字のため、変更となっている可能性がございますので、こちらのことをお含み置きください。

次に、真ん中の表をご覧ください。こちらは、小金井市の介護保険料月額基準額の5期から6期への引き上げ分400円につきまして、主な増減要因を挙げさせていただき、その要因による増減額を試算して、掲載をしております。あくまで計算値であり、概算であることをご承知おき願います。

上から順に説明をさせていただきます。

第6期事業計画期間の高齢者人口、認定者数の推計で、そちらが増加になっていることによる保険料への影響が約868円の増。

2項目目といたしまして、国の標準の区分と保険料率の変更に伴います基準額に対する区分段階分けと、料率の修正をしたことによる影響が約199円減。

施設整備計画の施設整備関連によりまして、約21円増となっております。

4番目、5番目の、次の2項目については、平成27年8月から適用される制度改正に係るものでございます。

一定以上所得者の介護給付サービス利用の利用者負担を2割にすること、及び高額介護サービス費の上限の引き上げにより、約64円の減。また、施設サービス利用者の補足給付の対象者の要件の見直しにより、約20円の減となっております。

その次の2つの項目。地域区分と報酬改定は介護報酬の改定の関係になります。

1つ目の地域区分は、本市の第5期4級地(10%)から第6期3級地(15%)へと、地域区分が変更となることにより、その影響が約116円の増。介護報酬の改定率が全体でマイナス2.27%と示されたことによる影響が約115円の減となります。

ここで、資料1の105ページを併せてご覧ください。

ここまでの増減要因により、本市の介護保険料基準月額が5期から607円繰り上げ、5,407円と算出されました。ここから、介護給付費準備基金2億600万円を充当することによりまして、約207円減とし、本市の第6期介護保険料基準月額を5,200円としたところでございます。

平成26年度、ほぼ1年間にわたり、介護保険運営協議会の委員の皆さま、また、その中から選出された計画策定委員会の皆さまにいただきましたご意見をもとに、素案という形で計画をまとめさせていただき、それに対しまして、パブリックコメント等で意見を賜ったところです。その素案をお示しした後でいただきましたご意見等を事務局のほうで精査をさせていただきまして、本日お示しをした資料3の表の内容を変更修正させていただき、介護保険料の段階の関係の掲示も併せました形で、本日の資料1として、諮問案としてご提出をさせていただいたところです。

説明は以上となります。

河会長：

はい、ありがとうございました。

前回までに皆さん方からご指摘いただいたところについて、資料 3 で挙げられているとおり、随分わかりやすく書き直していただいたことをありがたく思います。

特に、前回、割と議論になったところで、1つは、先ほどの、今回諮問をいただいたものの 96 ページですけども、この計画値で変動があるところを、いわば書いていただいたというところは、非常にわかりやすくなっていると思います。

それから、その関係というわけでもないんですけども、27 年度以降に多少変更する部分について、簡単に、申し訳ないんですけど、ちょっと検討していただければと思います。地域包括の関係、あるいは自治体の運営の関係で、資料を整理したときに、どこに行ったのかわかんなくなっちゃう、というのがあったと思いますので、それについて整理していただいたものがあると思いますので、そこについて、若干補足していただければと思います。

介護福祉課長：

資料の 80 ページをご覧ください。

●(黒丸)⑥の通所介護のところ、グラフを見たところでの変更点での、移行の部分は、下にコメントの形で、「平成 28 年度に小規模な通所介護が地域密着型サービスへ移行」等のコメントを付けさせていただいてございます。

そちらに関するものにつきましては、例えば、83 ページのほうは地域支援事業の「平成 28 年 10 月」以降と予定しておりますが、介護予防・訪問介護と通所介護は、85 ページになりますけれども、こちらのほうも、下のところでのコメントを書き、変更がわかるような形を取ってございます。

河会長：

はい、ありがとうございます。

今のお聞きのように、多少補足的な説明書きを加えることによって、無用な不安を起ささないようにということは、一応、書けているんじゃないかと思います。

ただもう 1 つ、事業のほうの話の説明については、これまでのご指摘、この委員会でご指摘いただいたことについては、一応、事務局のほうで、諮問書の中で書き加えたり、丁寧にさせていただいたということはあると思います。

それから、これは、前回、唐突でありましたけども、保険料の変動についての内訳を、かなり無理されたと思いますけども、書き加えていただいて、全体の姿がわかるように——資料 2 でありますけども——していただいたのもありがたく思います。

先ほど、課長も補足されていましたが、国平均、あるいは東京都の 26 市平均の数値は、第 5 期のほうは、これは定まっているわけですけども、第 6 期のほうは「見込み」と

か、「これまで言われていたこと」ということで、必ずしも、その報酬改定等に伴うものが入り込んでない数字でありますので、ある面では、多少高めに——第6期のものは、多少高めに出ています。

で、小金井市の場合については、保険料基準額というのが、いわば全体を精査して出していますので、相対的に言うと低めに出ている、ということがありますので、直ちに比較できるかどうかというのは、議論があろうと思いますけども。ただ、全体の姿、あるいは新聞等で報道されている保険料の姿ということからすると、この表は非常にわかりやすく——ご苦労されたと思いますけど、つくっていただいたのを、ありがたく思います。

で、まあ非常に大ざっぱに言うと、ほかの——これも、今言いましたような要因で、国平均、26市平均が、大ざっぱに言って600円ぐらい上がっているのが、小金井市の場合には400円上がっていると。先ほど言いましたように、国平均、26市平均、やや高めに出ていますから、600円上がる予定かどうかというのは、ちょっと高め過ぎるかもしれませんが、一般に言って高齢者で400円上げるというのは、まさにここで皆さん方で意思決定をしていただく分野だと思えますが、相対的には上げ幅が少なくなっていると。非常に、主なポイントがどこにあるのか、この数字から直ちに読み取れない部分もあると思いますけども、先ほどの説明にありました基準額に対する割合の修正とかいう辺りで199円、本市の場合に下がっている部分、これが他市、あるいは国全体でどう動いているかが、ちょっとまだ定かにわからない。

それから、一番わかりやすい部分で言えば、これも、ほかの市でも使われていることでもありますけど、準備基金の投入がちょうど200円ぐらいでありますので、これまでの準備基金を大切に用いてきたということが、こういうときには役に立つということかと思えますが。逆に言うと、いつまでもこれが使えるわけではないわけでもありますので、その意味では、また、ほかの市等の変動みたいなものをこれからも考えていかなきゃいけないんじゃないかと思えますが、取りあえず、今回の第6期の保険料基準額については、だいたい頭の中で描いていたものと、割と重なって出ているかと思えます。

新聞報道等で割と出ているのが、その報酬改定の△2.27でありますけども、見ておわかりのように、わが市の場合には、地域区分の変更とだいたい同じぐらいの額になっていますので、その報酬改定そのものとして、プラスマイナスというのを論じるのは、ちょっとこの表から見ると、世間で騒がれているものとは、ちょっと違うかなという感じがします。

ただ、トータルとして上がる額が、そう上がらない部分については、むしろ新しく事業が拡大し——利用者が増える部分ではなくて、それ以外の事業が拡大する部分が、やや足腰が弱いかもしれない。まあ、この辺りは、ここに今参画されていらっしゃる事業者の方々のこれからのご尽力を、またお願いしたいと思えます。

いろいろなメニューを、やはり用意していくというのが、先ほど市長のご挨拶にもありましたように、介護保険制度の非常に大事なポイントでありますので、まさにこの部分は、提供者の人たちの知恵と、あるいは努力の大事な部分でありますので、そこら辺りについては、



今後の課題ということがまだ残っているのかもしれないというふうに思います。

多少、私の感想を先に申し上げさせていただいて恐縮でありましたけども、皆さん方、ぜひご遠慮なく、質疑あるいは意見交換等をしていただければありがたいと思います。先ほどの諮問に伴う計画につきまして、ご質問、あるいはご意見をいただければありがたいと思います。

吉田委員：

よろしいでしょうか。

河会長：

はい、どうぞ。

吉田委員：

委員の吉田です。

前回までに、私がこういう場で修正意見を述べて、要望した点が3つありまして、その箇所はどこか、ということをもまず最初に言いますと、この資料3のところに従って言いますと、3ページ目に記載されているところの、58ページに関係する部分の「居宅系サービスの充実」のところの箇所と、それから、2番目は、69ページのところの——これは69ページですから、この資料3ページと4ページ目になりますか。この69ページのところの、この右のご意見のところを集約されていますね。「全体を修正」というところで、修正が加えられています。それから、もう1点は、同じページの71ページの部分ですね。「給付の適正化システム」に関するところ。

その3点について要望を申し上げたわけですが、結果として申し上げますと、54ページのところと、それから58ページの「施設サービスの充実」の箇所は、これはまあ、こんなところの表現で収めざるを得ないかなと思っております。世間の需要は非常に、特養の定員人数を増やす——に対する要望意見が強いんですが、諸般の情勢からいって、いろんな方法を考えて、そういったものに対して、多少中身は、あんまり判然としないところはあるけども、それはそれでやむを得ないだろうと思います。

それから、3番目のほうの「給付適正化システム」に関する修正の部分は、これは、よく対応していただいたと思っております。これで、今よりはよく分かるところです。

それから、2番目のほうの69ページのところですね。「今後需要の高まる介護サービスの充実を図ると共に」という文言を入れているわけですが、これがやや、読んだ限りでは、中身はぴんと来ないんだらうと思いますね。

これは、私は、この前の修正に関する要望を申し上げたときに、テレビでの——具体的に言うと、NHKの『クローズアップ現代』、このところで、去年の11月の時点で、東京都の品川区の特別養護老人ホームでの利用者に対する、従来あまり行われてこなかった介護、

自立に向けての支援介護、これをやったら非常に効果があった、というようなくだりのレポートがあったわけですね。これが頭にあって、そういう、そのときの品川区の取り組みの給付のことについては、テレビでは「自立支援介護給付」というような名前で行っていましたが、それが正確な呼称であるかどうかはわかりませんが。そういう、中身がわかるような形でやっていただければ、修正していただければ、なおさらよかったんじゃないかなと、こう思っております。

以上です。

河会長：

先ほどご説明の中にもありましたように、「自立」あるいは「自立支援」という言葉を、全体的にいろんなところで書かれていることがありますので、計画全体で見れば、そのようなご指摘のところというのが、入り込んでいるんだと思いますけども。個々のプログラムの中にも、もうちょっと意識したほうがいいんじゃないか、というのはあるかもしれません。

ほか、いかがでしょうか。

文屋委員：

文屋です。

河会長：

はい。

文屋委員：

この小金井市役所プランをちょっと読んだんですけど、非常に内容も素晴らしくて。ただ、担当課が、介護福祉課がとて多いんですけども、大丈夫なのか——どれだけの人数がいらっしゃるかかわからないんですけど、こんな素晴らしい計画を、介護福祉課でやっていけるのですか？よく心配になるんです。素晴らしい内容で、全部、担当課を見ると、ほとんど介護福祉課になってる、何人の方で成り立ってるかわからないんですけども。9時から5時までの勤務時間、月曜から金曜までとしまして、大丈夫なのかなというふうに、ちょっと疑問に感じました。

河会長：

励ましの言葉で。

介護福祉課長：

とてもありがたい言葉だと思います。

地域包括ケアシステムの構築に向けてという、国の介護保険の体制の中にも、大きな柱と

してある部分です。これについては、私どもだけではなく、全国の区市町村、すごく悩ましいお話だと思っているところです。

ただ、この地域包括ケアシステムの確立というのは、行政、私どもだけがどうにかしてうまくシステムができることではないというところは、私ども、共通の認識でございます。

こちらにも書いてあるとおりに、地域の——それは、例えば企業の方であったり、各事業者、介護保険サービス事業者もそうですし、それ以外のさまざまな方々であるとか、当然、住民の方々も、高齢者の方には、先ほど市長の挨拶にもあったとおりに、健康寿命を延ばしていただいて、お元気な方には力を貸していただき、支援をする側にも、時には回っていただきたい。

また、さまざまなご年齢の方に、地域と関わりを持っていただくポイントとして、この介護保険という切り口から地域づくりをしていこうという、確かに将来的に、理想はとても大きいものだと考えております。

ただ、まずは高齢者の——今、喫緊の課題とされている 10 年後の高齢化に向けて、今、小金井市の中で何もできてないというわけではないと思っています。今ある資源を、さらにうまくつなげて、回っていくようなシステムをつくるということで、当然、私どもの体制の問題は、市長にもお願いしていきたいと考えているところですが、そういった形で、できるところと、あとは住民の方々に、まずは理解をしていただきながら、ご協力いただける点を探して、つなげていくという形で考えております。それを取りまとめるのは、確かに、こういう計画の形でまとめますと、主管課、介護福祉課という形になりますが、行っていく中で、当然、庁内の関係各課にお願いする部分もございますし、さっき、外部の団体、もしくは住民の方々のご協力をお願いするような形で進めてまいりたいと思っていますところ。ご意見についても、ありがたく思います。

文屋委員：

頑張ってください。

河会長：

今、課長のご説明がありましたように、やっぱり 2000 年に介護保険制度が動き出したときから、これは高齢者福祉に限らず、福祉全般、そのころからということなんですけども、いわば、それまで役所が直営で事業をやってきたわけですね、福祉事業も。で、その直営でやってる事業でしたら、課長が手取り足取りを取って、事業を指揮・命令してきたみたいなのが 20 世紀の福祉のやり方だったと思うんですけど。

21 世紀の福祉のやり方、特に介護保険制度っていうのは、基本的にはバックアップシステムを介護保険制度でつくと、お金の世界を。で、それを活用して、いい事業をしていただくのは、基本的には民間の事業者の方であるとか、それは、まさにサービスの提供者の方々の創意工夫と、それについては、どちらかというと提供者の方々が努力してほしい、と

いうシステムだと思うんですね。必ずしも、そうきれいに分かれていませんけども。

そのことから言うと、直営自体の役所がやってることという部分の中で、お金の部分は介護保険制度に残ってますから、実際の事業を手取り足取りみたいな部分は、基本的には事業者の方にお任せすると。あるいは、事業者の方の創意工夫を尊重する、というシステムに変わって、それがうまく変わり切れるかどうかというの、これからの課題だと思いますし。それから、先ほど私が申し上げましたように、新しい事業の挑戦を、むしろ事業者の方々にもやっていただきたい、という部分というのがあるわけで。

それらのことが、これからうまく機能するかどうかというのは、介護保険制度そのものが、先ほど市長がおっしゃってくださったように、いい形になるかどうかの分かれ目だと思いますので、今のご指摘は非常にもっともだと思うんです。そのときに、課長が鉢巻き締めると良い市になるというわけではなくて、むしろここにいらっしゃる方で事業者の方々も、やっぱりいろんな意味でご尽力いただかないと、いい形にはなっていないというのを、前提に考えていく必要があると思うんです。

ご指摘は非常に大事なポイントだと思いますね。これからの福祉システムの基本論になると思います。

文屋委員：

課長がこれ以上やせられたら困るので。

介護福祉課長

(ひれ伏す・・・)

河会長：

ただ、一方においては、介護保険のお金の計算だけしてりゃいいか、というわけでもないんで。やっぱりいい事業を育てる部分も、役所の大事な仕事であることは間違いないんで。事業者の方と相談しながらですね。その部分は、結構ご苦労が多いと思いますので、皆さん方もぜひ応援してあげて。

市長さんに会ったときに、ぜひ介護福祉課の努力を褒めてあげると、ありがたいと。

ほかに、ご質問・ご意見等あれば。

酒井委員：

ちょっとよろしいですか。

河会長：

はい、酒井さん。

酒井委員：

前回は4点ほど意見を言わせてもらったんですけど。最後ですから、2〜3点、話をしておきたいんですけども。

1点は、特養の関係で、施設整備の関係。先ほど吉田委員さんがおっしゃいましたけども、ちょっと気になるのは95ページですね。94ページ、95ページの表を見ていただきたいんですけども。特に、94ページの広域型施設のところで施設整備の中で、整備に対する市側の基本姿勢が表現上出てきているんですね。だから、変な言い方になるけど、何か出向いて、営業してくるといえるか、そういう感覚ですよ。

市はあんまりお金を出さないにしても、つまり、それをうまい形で誘致するような形とか、そういったニュアンスが、できれば表現してほしいな、というのが希望なんです。

それで、実際には3年間では、具体的な施設整備は、特養に関して言えば、ちょっと提示できないということは、それは了解しますけれども。ただ、やはり、特養だと、準備してからの時間もかかりますので、やはり待機者もまだかなりいらっしゃる状態の中では、無視できないといえるか、軽視できない要素になりますので、そこはちょっと、市側の積極姿勢を示す表現が必要ではないかと。

ちょっと気になったのが、「相談は随時賜ります」とか、こういう表現ってあるのっていうのは、正直、思います。それが1点ですね。

あと、地域支援事業と総合事業の関係なんですけども、例えば、全体の中では受け皿をどうやってつくるのかっていうことは、なかなか、ちょっとまだ表現としては、具体表現は乏しいと思いますけど。ただ、何とか据えようっていう、気持ちは表れているところは、随時見られると思いますけれども。

その辺り、ちょっと確認しておきたいのは、地域総合事業だった場合、今までの上限3%の上限は撤廃されて、これが青天井になると、いうことでいいのかどうかというのが1つね。計画的なところが、制度的にまだ締められているのがどうか、というのが1つです。

ちなみに、何ページでしたっけ。105ページの地域支援事業を見ますと、27年度から29年度で地域支援事業が占める割合が3.1%、28年度は5.47、29年度が7.6%なんですね。で、27年度は従来通り3%と、それから28年度から結構しますんで、小金井市の場合ですね。

その辺の制度的に、そういう条件が設定されているのかどうかということと、あとは、市側の主体的な意向によって、予算がいい意味で膨らませられるんだと。介護保険料に使うわけですけども、そういうふうな理解でいいのかどうかというのが1つ。

それと、もう1つは、地域支援事業に関して、前から言われている要支援の方たちを、どうやってきちっとサポートできるのかということなんですけども、その中で、地域包括支援センターの役割が大きくなると思いますけども。今まで、例えば要支援1の方について、ケアプランなんかについては、民間のケアマネさんがやっていたのが、主流だというふうに思いますけれども、そういったところが、例えば訪問介護と通所介護だけですね。これも要望になる

わけですが、その 2 つが地域支援事業に移った場合に、要支援の方がそのサービスを使っているという場合には、民間の事業者の方が、従来のケアマネ事業者が、そのままプランをつくれるのかどうか、ということと、もしつけれないならば、地域包括が全部やらないといけなくなった場合に、地域包括の体制がどうかですね。

地域包括の役割がいっぱい増えていきますので、1人増やすということなんですけども、その辺が、この 3 年間の中で、ある程度体制の整備も含めながら、やっていく見通しがちゃんとあるのかどうか、そこをちょっと確認したいと思います。

介護福祉課長：

施設整備計画のことについては、もう私どももずっと、第 5 期のときからの懸案事項として受け取っているところです。

やはり、私ども市のほうで、例えば他市のように、小金井市の土地を提供するとか、もしくは、市内に国有地、都有地等があつて、その活用が、タイミングが合つて、提示ができるようなものがあれば、状況も違つたかとは思いますが、第 5 期についても、いろいろと内々で動いたりもしてみたんですけど、それが難しかったということ、あとはやはり、そこは私どもの甘さだったかと思はれますけども、やはり具体的に「やってもいいよ」というような、ある程度の具体性のある計画が、計画策定時にない場合に、保険料に反映されてしまつて、保険料が上がるだけで、実際にできないと、その部分を、その期間についてもらい過ぎてしまう、というような状況があつて。で、第 5 期の反省もございまして、今回、整備計画に具体的に書くことを除いたところです。

また、さまざまな、例えば介護報酬の改定の内容であるとか、社会情勢等もございまして、私ども、5 期の最中に、ホームページ等で法人に呼び掛けるとか、そういうことも含めて実施してみたんですけども、電話は何となく来るんですけども、「いや、具体的な計画があるわけじゃありません」というところであつたり、こちらから幾つかの法人さんに考えていただけないかも聞いてみたところなんですけど、「なかなか今の情勢では難しい」というような返事がございました。

また、そういった中で、国が「在宅中心」というお話をしている中で、小金井市では、5 期のときには 100 床という規模を挙げたところですけども、そこについても、規模も、本当に今後、要介護 3 以上が原則対象となつた特別養護老人ホームで正しいのか、もしくは、ほかのサービスで代替が効かないのか、等々も含めて、もう一度考え直すという部分もあつて、今回はこのような書き方にとどめさせていただいたところです。

また、先ほど指摘があつた「相談があれば」というところは、今の時点では、具体的な計画があるわけではありませんけれども、そういうところの整備について、もしくは、「いや、実はこういうところでやってみたいと考えているんだ」というお申し出があつたときには、計画には載っていないけれども、例えば、前倒しということも、実現可能な計画であれば、考える余地があるのかなとも思っておりますので、そういったところも含めまして、今回、

私ども、介護給付費の準備基金のほうを全額取り崩す、ということもいたしておりません。施設整備計画のことだけではなく、今後の地域支援事業のさまざまな不確定要素の中でのものに対応することも含めまして、また、将来的なことにも備えまして、基金に少し余裕を持った形で計画を立てておりますので、施設計画については、今回の記載はこのとおりで考えたところではあります。

次に、地域支援事業、あと新総合事業と言われているものの上限のお話でございます。

地域支援事業の新総合事業を始めた段階で、地域支援事業の枠の考え方、これまでの3%枠というものとは変わります。ただ、一応、それぞれに制限が付くような形で設定がされているので、青天井ということではなく、地域支援事業にも、国や、この負担割合というものが決まっておりますけれども、総額での上限というものが設定されますので、そこはその範囲内だと、私ども、平成28年から、新総合事業に移ることを想定しておりますので、小金井市の後期高齢者の人口の伸び率等々を勘案して示された数値の上限を勘案して、計画に反映させているところではあります。

3点目が……

酒井委員：

ちょっとその、だから数字がおわかりであるならば、その数字を、何%か教えてほしいんですけど。

介護福祉課長：

包括支援系のほうから。

宮嶋包括支援系主任：

包括支援系の宮嶋と申します。お答えします。

今、課長からご説明ありましたとおり、今までは地域支援事業費の上限は、総給付額の3%という枠があったんですけども、これがなくなって、全く青天井かという、むしろ逆のイメージで、今までは、高齢者率の伸びよりも、給付がどんどん——給付というのは実績ですね。実際に要介護の方にサービスとしてかかった費用、これの3%でしたので、その伸びがどんどん増えていけば、その3%増えていきますので、高齢化率の伸びよりも、地域支援事業よりそれが増えてまいりますと、結局、保険料を出すときに、高齢化率の伸びよりも、実際かかっている費用の伸びのほうはどんどん大きくなってまいりますと、それだけ、年々保険料が上がっていくということもありまして。

国のほうでは、今回はなるべく高齢化率と同じ伸び率に上限を定める、というふうになりました。具体的に言いますと、地域支援事業の中に2つ事業がありまして、介護予防の事業と、それから地域包括支援センターの包括的支援事業というのがあるんですけども、まず、介護予防事業につきましては、75歳以上、後期高齢者の方の高齢化率の伸び率が上限にな

りますので、ベースが開始年度の前の実績ですね。今時点での介護予防事業、それから、要支援の方に出している事業と、そうしたベースの度合いとなる事業に、今後の条件というのは、ここから——例えば、仮に75歳以上の人口が3%、その次の年に増えたとしたら、そのベースとなる額の3%分が、次の年の上限になるというのが、今回の介護予防事業の上限です。

包括的支援事業につきましては、やはりベースの額の——65歳以上の方の高齢化率が上限になりますので……

酒井委員：

それで、ここに金額が出てるんですから。例えば、27年度、28年度ね。だから、28年度は何%で計算したのか、それを介護予防と地域包括のほうで、それぞれ何%、何%なのか、言っていただければ、いいですよ。

宮嶋包括支援係主任：

そうですね。28年度……

酒井委員：

それで、今のお話だと、地域支援事業の中で、高齢者のみをベースにして算定するっていうのも、変な話ですよ、普通に考えると。

介護予防的意味合いが非常に強いのに、何で後期高齢者のみを対象にした上昇率なのか、という話になりますし。まあ、それは国が決めている制度でしょうから、しょうがない部分もありますけども。

ちょっと、数字だけ教えていただければ結構です。

宮嶋包括支援係主任：

そうですね。だいたい小金井での後期高齢者の方の伸び率が、3%から4%という伸び率ですので、事業開始、まだ27年度の数字というのは、総合事業に移行する前のところなんです。この27年度の見込まれる現行制度での数字に、75歳以上の高齢化率、具体的に3.何%かというのは——計画でいうと——ここに、11ページのところに、「後期高齢者と前期高齢者」という部分がありますけれども。

これで、ここに何%ずつ増えているというのまでは出てないんですが、だいたい3%から4%、3.何%という数字になるんですけども、それを掛けて出して——で、28年度は下半期からになりますから、当然その分、後半、下半期からの総合事業の数字で、前半期は今までと同じ枠組みで事業をする、という前提での計算になるかと……。

酒井委員：



ということは、基本、ベースになるのは、総給付費の3%がベースとなっていると。

宮嶋包括支援係主任：

そうですね。現行……

酒井委員：

それに、その例えば26年度起点と、27年度起点として——あ、25年度か——そこから、後期高齢者の人口の伸び率を掛け合わせたものが、基本的には地域総合事業の総支援事業の財源だと。

宮嶋包括支援係主任：

はい。

酒井委員：

だから、大して伸びてないということですね。

河会長：

それはだから、たぶん、酒井さんがおっしゃるように、枠とね、何か事業とが、混線しないほうがいいんでしょうね。枠は枠として何かあるんだろうけども、その枠の算定と事業の内訳っていうのは、必ずしもイコールじゃないわけだから。その枠の算定が本当にそれでいいのかどうかという問題と、仮に枠の算定がいいとしても、それをどういうふうにするか、あるいはこの事業にですね。そこは、知恵の出どころなのかもしれないけど、やや混線していますよね、確かにね。今の、今回の説明……

酒井委員：

それで、今ので、例えば要支援の方が、例えば数百人——訪問介護と通所で、それぞれ数百人ずつが移行するわけじゃないですか、28年度分。後期からね。

宮嶋包括支援係主任：

はい。

酒井委員：

その方たちが、全員がですよ。今まで使っている方がそのままサービスを使おうとすれば、3%枠にちょっと少ない財源枠で通用するわけがないというのが、明らかなんですけども。

宮嶋包括支援係主任：

ええ。

酒井委員：

実際、数字的にもそういう数字になってないような気がするんですけども。

今のご説明だと、何かちょっとよくわからない——理解力が足りないのかもしれないですけど。

宮嶋包括支援係主任：

そうですね。ですから、土台となるところが、現行の地域支援事業の土台ではなくて、そこに現行の要支援 1 と要支援 2 の方のサービスのうち、移行が予定されている介護予防、訪問介護と介護予防、通所介護。いわゆる要支援の方の……

酒井委員：

その給付額を変える……。

宮嶋包括支援係主任：

ヘルパーさんに来てもらうのとデイサービス、これを足したものが土台になります。それがベースとなって、そこに後期高齢化率をどんどん掛けていくっていうイメージです。

介護福祉課長：

ちょっと補足をしますと、やはり国の基本は、介護保険料をいかに抑制するかが 1 つの案にもなっていたかと思います。

今回、介護報酬の改定のところでも、この介護予防に関する 2 つのサービスのところは、一定、介護報酬で減が見込まれてきているような状況があるかと思います。

おっしゃるとおり、最初は、今回第 6 期に関しては、初めて移行するわけですから、当然、給付の部分はきちんと、「今ある給付の部分を保障するような形にはするよ」というのが、当初の国の説明でございました。

ただ、ここから先、第 7 期、第 8 期になっていくときに、先ほどお話ししたとおりに、高齢者の人口の伸び率というものを枠の上限の考え方として適用するので、その中で、やはり限られた中でどう、お金をあまりかけずに効果が上がるような事業が組めるか、「頑張っただね」と言われてるのかなというところはございます。

河会長：

やや、何か、酒井さんもそうですけども、役人の経験のある人が、積み上げ方をどうやっているかっていう議論をしているようで。言わんとすることは、事務局の説明で、私もわ

かりますけど、やっぱり、さっきの吉田さんの話もそうですけど、トータルして——今、酒井さんもおっしゃったことに重なるんですけど、やっぱりどうやって事業量が適切なものになるのかっていうのは、常に意識しないといけないと思うんですよね。

「事業量が不適切だけど、保険料が安くてよかったね」という制度じゃありませんから。「事業量が適切で、できれば保険料は安く」というのが、二律背反するかもしれないけど、それを両立させようというのが、介護保険制度の非常に大事なポイントなんで。やっぱり、しかるべき事業量というのが、今後また出て来ることを予想しながら、考えていくっていうのが、ベースとして必要だと思いますよね。

繰り返しますけど、酒井さんもお心配されたとおりに、吉田さんもお心配されたとおりに、保険料が安ければ安いほどいいとは思いませんけども、やっぱりなるべく保険料が上がらないのいいことだろうというのは、これは市民が工夫することだと思いますが。

繰り返して言いますけど、ここにいらっしゃるメンバーも、それから、介護福祉課も、先ほど、ご苦労が多いところだと思いますけども、やっぱり事業が適切なものが供給されるようにしていく努力は、これからも必要だろうというふうに思います。それは、財源枠の問題を超えて、考えていく必要があるんじゃないかというのは、今の酒井さんのご指摘もそうですけど、若干、宿題にさせていただいたらどうでしょうかね。

今回の計画っていうのは、先ほど課長がご説明されたように、堅い線で、なおかつ過剰な見積もりをしないっていうのはやむを得ないことだと思いますが、その結果、抑制的になってしまうと、介護保険制度の長所がいけないことになっていけないんで。事業体の皆さん方も、あるいは市役所の介護福祉課も、よき事業が提供されることを希望しつつ、なおかつ保険料が高くならないように、ということを考えていくと。イコール、私どもの使命もそこにあるんだろうと思うんで。

やっぱり、第一義的には、よき事業が行われるっていうことは、常に、これからも意識していただきたい、というふうに私も思いました。

介護福祉課長：

すみません。要支援1・2の方のケアプランというか、給付の部分と、あと地域支援事業に移った部分の関係のお話だったかと思います。

こちらにつきましては、やはり地域支援事業に移った場合に、2つのサービスのみを使っただけの方については、地域支援事業の中で市が主導する形でケアプランというものに代わるものを組み立てていく形になります。

そこについての内容であるとか、やり方というのは、基本、チェックリスト等の使い方と併せて行っていくものの使い方等を含めて、これから詳細を地域支援事業の方々、また、どういう方に頼めるかも含めて、考えてまいりたいと思います。それは、市のほうで基準等を踏まえてつくらなくてはいけないものだと考えております。

河会長：

ほかに、ご質問・ご意見等、ございますか。

はい、どうぞ。

山極委員：

今回の計画については、介護保険制度の制度改正を前提にしながら、3ページにあるような地域包括ケアシステムをいかに圧縮しながら、13ページにあるような、各包括圏域ごとに暮らしをどう守っていくのかというのがポイントかなというふうに思うんですが。

先ほど酒井先生もおっしゃいましたけれども、この圏域ごとの生活を守る仕組みというのは、43ページにも書いてありますけれども、仕組みとしては、地域の包括支援センターの機能なんかも充実しながら、ということになっています。

それで、支援センターは59ページにあるように、「機能を充実させますよ」ということはうたっていますし、実際に配置されるというふうに伺っていますけれども、やはりここには委員の皆さんの中には、事業所の方々もいますけれども、地域包括支援センターで抱えるさまざまな現場の課題っていうのは、非常に重いものがある、というふうに認識しています。で、なかなかそれを各包括の圏域ごとに、实际的に片付ける、サポートしていくっていうのは非常に難しいところもあって。それはなぜかという、これは冒頭の3ページの「背景」のところに書いてありますけど。

まあ、一人暮らしとか、認知症の高齢者が増えているという実態。場合によっては、本当の単身者で、身寄りがないというような方もいらっしゃるということで、非常に実行力としては、包括支援センターの抱える課題っていうのは非常に大きいなというふうに認識しています。

包括の抱える問題に対して、一応、59ページのところには、専門委員会とか地域ケア会議というものがあるんですけども、果たしてここで十分にフォローアップが図れるかという心配がちょっとありまして。

例えば、市町村によっては、基幹型の支援センターなどが設置されている所があって、そこでしっかり、各圏域ごとのいろんな案件についてもフォローアップしたり、というようなことをやってる行政府もありますので、小金井市も、先ほど文屋さんのほうがおっしゃったように、市の包括支援の係のほうだけでは、なかなか難しく、対応し切れない問題もあるのかなというふうに私は思うんですが、その辺りをどのように、实际的にはフォローアップしていくのかというところを、ちょっとお聞かせいただければなというふうに……。

河会長：

それをやっていくしかないでしょう。

地域包括支援センターにその能力がないから、この仕事はどうも返上したいっていうんだったら、1つの議論だけど。そうじゃなくて、それをやろうとしてるんだけど、なかなか

難しいのではないかということについては、どうお答えすればいいんですか。

山極委員：

圏域ごとの課題の中で、例えば、措置のようなものでないと、対応できないものなんかが出てきた場合というのは、どういうふうに対応していけばいいのかなって言う……。

河会長：

それは、措置すればいいんでしょう？

それ、措置権を持ってる人に頼むしかないでしょう。

つまり、おっしゃってるのは、要するに、サービス事業の調整をする能力がないから困ってるというか、能力はあるんだけど、自分の権限外だから困っているのかって言うのは。

山極委員：

後者ですね。後者のほうですね。

河会長：

そしたら、権限外の話は、権限を持っている人に頼むしかないでしょう？ と、思うんですけどね。それがいいかどうかは別ですよ。いいかどうかは別に、地域包括というのは、そういうものじゃないですか？

だから、逆に言うと、事業のメニューが、ある程度豊富にないと、その選択肢がつかれないから。だから、事業のメニューの問題であって、判断能力の問題じゃないんじゃないかっていうことだと思いますよね。

山極委員：

まあ、地域の包括の圏域ごとに、社会資源のある状況というか、社会資源の取りそろえられた状況というものとか、成長具合っていうのも、違ったりするので。

河会長：

それだったら、東京都庁が一元的に全部やればよかったって言うのと、それじゃ地域包括になんないと思うんですよ。逆に言えば。

地域包括の考え方っていう、そのものの中に、一定の限界があるのは間違いないわけで。それ、一定の限界をどうしましょうかって、地域包括ができるか、できないかで考える市かないと思うんですよ。今のお話に限って言えば。

一元的に、例えば、厚労大臣が全部決めればいいんじゃないかって言うのは、1つの解決策だけど、それ、地域包括の考え方とは、明らかに対立するわけだから。一元的にやってる所って、もともと市町村で、そういうサービス提供集団が1つしかなかった所が圧倒的に

多いんですよ、もともと。だから、そういうのを志向するかどうかっていったら、志向しないんじゃないですか。その議論はね。

だから、地域包括ってものの考え方として、一元的に全市町村——全市が一元的に判断できる、昔の措置みたいなものを、市がやるべきだっていうんだったら、1つの考え方だけど、それは地域包括の考え方と、基本的に違うんだと思いますよ。

山極委員：

まあ、全部一元的に、ということでは——それを伝えたかったわけじゃなくて、先ほど言ったように、処理し切れないところが、権限的に発生した場合に、どこで取り扱って、どんなふうにそれを対応していけばいいのかというのが、その下にある専門委員会とか地域ケア会議が、そういうものを実行力を持って処理できるかなというところがあったので、それ……

河会長：

それは、だからサービスメニューの問題ですよ。サービスメニューが少ないと、対応できないということだと思います。

お隣の地域においても、そのサービスメニューがなかったらどうしようか、って悩みますよね。

山極委員：

うーん、そうですね。

河会長：

その1つとして、わが市の場合には、特養の問題があるんじゃないか、というご指摘が出ているわけですよ。特養がないのに、特養をどうやって地域包括して考えりゃいいのかって言われても……。

山極委員：

それは難しいですよ。

河会長：

うん。みたいな話はあるんですよ、それは。だけど、それは地域包括の課題というよりも、もうちょっと調整機能の問題ではなくて、サービスメニューの問題として、やっぱり宿題にしておくしかないんじゃないかと……。調整権限の問題じゃないと思う。

介護福祉課長：

はい、よろしいでしょうか。介護福祉課長です。

今いただいたご意見は、基幹型包括支援センターの設置に対するご要望なのかな、というふうに思ったんです。

河会長：

そうでもないですよ。

介護福祉課長：

そうでもないですか。

河会長：

うん、そうでもないですよ。

介護福祉課長：

小金井市の場合は、地域包括支援センターは、市区町村が設置をするものとされておりませんが、その中で、委託という形を取らせていただいています。

また、先ほどありました、市でしかできない措置とか、そういう権限については、介護福祉課のほうで、当然、対応させていただいております。

また、先ほど地域ケア会議のお話がありましたが、それぞれの圏域で、まずは地域包括支援センターが中心となって、圏域の課題を吸い上げていただく会議から始まり、そういう課題を吸い上げていく中で、それでは、こういう施策をやれば、この課題が解決できるかなとか、そういうようなことを、最終的な、一番、行政の行う地域ケア会議のほうで吸い上げて、施策に結び付けていけないかというのが、地域ケア会議の考え方ですので、まずは、地域包括支援センターの関係につきましても、私ども委託をしている行政である小金井市が、地域包括支援センターの運営指針というものを示して、問題がある場合は一緒になって考えていくような形になっておりますので、そういったことでお答えをさせていただければと思います。

以上です。

河会長：

ほかに、ご質問・ご意見等……。

じゃあ、今、出たご意見、幾つか、この「事業計画（案）」を変更するということは、しませんけども、今後の事業展開の中で、最後の話もそうですけども、サービスメニューの話と、それから、特養を含めたサービス事業の話が、やや今後の課題として残されているということは、お互い共通認識をしているということにさせていただいて、その部分については、市役所の今後でのいろんな検討・努力を期待したいと思います。

特に、先ほど来、話があったように、23区の中で生まれた特養っていうのは、20年前、23区の中に特別養護老人ホームっていうのは、たしか1個もなかったんですよ、20年前には。それを、全部、各区が土地建物を用意して、事業体に——事業体が主に三多摩にあった事業体なんですけども、三多摩の事業体が、それらを、いわば実践するという形で、23区の中に、あるいは地方にあった事業体、ほかの県にあった事業体もあるんですが、運営はその事業体が行い、土地建物は、基本的には23区が、各区が用意したという形で、地価が高いということもあって、20年前にゼロだった特別養護老人ホームが、今は、少なくとも各区に1個か2個はできてると思いますけども。社会福祉法人が単独でつくったところは、ほとんどないと思います。

これは、都下も、いわばそういうことで、地価が高いということで、同じ課題があるわけで。ある面では、介護福祉課長——さっきの話ではないけど、介護福祉課長の努力だけでは足りない部分があって、やっぱり市として、トータルとして土地建物をどうしていくのかという、これは、市役所としても大きな課題を抱えていらっしゃるから、それ自身、すぐ解決ができると思いませんけど、その中で考えていかないと、どうしても無理がある。特に東京都の場合は。という前提で、宿題とさせていただき、また、課題とさせていただくということで。

明日すぐ解決する、できる話じゃないと思いますけども、どこかが来たいと言って、すぐできるっていう話ではないのは確かでありますので。繰り返し言いますが、23区の中でも、特別養護老人ホームっていうのは、わずか20年前まで、ゼロだったっていうのは、逆に言えば、自然発生では生まれないと。区役所が土地建物を用意しないと、生まれなかった歴史があったわけでありますから、その問題っていうのは、今、都下の、割と23区に近い所の市役所には、共通の課題として残っているんだろうと思いますので。恐縮ですけど、宿題とさせていただければというふうに思います。

また、部長さんがいらっしゃるので、宿題として意識していただくことをお願いして、取りあえずは、今のご質疑に関してのお話にさせていただきたいと思います。

残された時間、若干ご意見ございましたら、あれですけども。よろしゅうございますか。

じゃあ、一度、取りあえず、かなり話が幅広く、また、宿題を含めて、良き議論ができましたので、取りあえずは、今日、先ほど市長から言われました「第6期小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画(案)」という形でいただいていますものを、(案)という形で、答申とさせていただきますけども、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」との声あり)

河会長：

一応、恐縮でございますけども、賛成の方は挙手をお願いします、というシナリオになっていますので、よろしゅうございますか。



(全員挙手)

河会長：

ありがとうございます。

それでは、全員の方々の挙手をいただいたということで、今の「第6期小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画（案）」について、了解するという形で答申をさせていただきたいと思います。

介護福祉課長：

そうしましたら、ただいま、皆さまよりご承認をいただきました。つきましては、河会長から「答申」をいただきます。本来、市長のほうでお受けすべきところでございますが、不在のため、福祉保健部長が代わりましてさせていただきます。

河会長：

恐縮でございます。

小金井市長 稲葉 孝彦 様

小金井市介護保険運営協議会 会長 河 幹夫

第6期小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画（案）について（答申）

平成27年2月19日付小福介発第1143号にて諮問のあった「第6期小金井市介護保険・高齢者保健福祉総合事業計画」につきましては下記のとおり答申いたします。

平成27年度から平成29年度までの3年間の小金井市の介護保険事業及び高齢者保健福祉事業につきましては、別添の「第6期小金井市介護保険・高齢者福祉総合事業計画（案）」に基づき執行されることを可といたします。

以上、答申します。

よろしく願いいたします。

裏に宿題も付いていると（笑）。

柿崎福祉保健部長：

どうもありがとうございます。

河会長：

ありがとうございました。

それでは、答申書を今、読ませていただきまして、これで、取りあえずの非常に大きな役割を、皆さん方とともに果たさせていただきました。

事務局から、今後のことについて多少あれば、まず先にご報告いただければと思います。

介護福祉課長：

ご承認いただき、誠にありがとうございました。

「第6期小金井市介護保険・高齢者福祉総合事業計画」につきまして、今後のスケジュールをご説明させていただきます。

本日答申をいただきました計画（案）に、用語解説、計画の策定委員会等の検討の流れ、策定委員会の方々の名簿等を「資料編」という形で添付をさせていただき、体裁を整えまして、1冊に取りまとめた冊子として、3月末に作成終了という形を目指しております。こちらの冊子が出来次第、委員の皆さま方にはお配りいたしますので、お時間を少々いただきます。

また、その計画書につきましては、市内の図書館、議会事務局図書室、市役所内にご置きます情報公開コーナー等に設置をするとともに、市のホームページからダウンロードができるように、3月末以降、できるだけ早く行うような形で考えております。

また、市の規定で、こうした計画書につきましては、有償頒布の対象となる予定でございます。1冊の冊子の作成にかかった費用等を冊数で割り返すような形で単価を決めさせていただき、介護福祉課のほうで販売をさせていただく予定となっております。

以上です。

河会長：

今に伴う、もうちょっと精査する部分があるのかもしれませんが、保険料の改定のお話等々についてのスケジュールはどんな形なのでしょうか。

介護福祉課長：

失礼いたしました。

こちらの計画に掲載させていただいています介護保険料の第6期の設定につきましては、介護福祉条例という条例の改正として、3月の議会のほうに上程をし、議決をいただくよう、ご説明を申し上げるところです。

そちらと、また、各給付費、もしくは地域支援事業費等々の平成27年度の予算に関しましても、同じく、3月の議会のほうに上程をしまいであります。そのような状態で、そちらの議決をもって、平成27年度から、新しい改正された介護保険制度の執行に邁進してまいりたいと思っております。

河会長：

はい、ありがとうございました。

それでは、議題の(1)というのもおかしいですけども、今の計画の諮問、あるいは答申、そして、今後のスケジュールについてお話しいただきましたけど、一応、目次上は、会議の

式次第上は、(2)として「その他」ということがありますけども、事務局、何か「その他」はありますか。

介護福祉課長：

私どもは、連絡事項……。

河会長：

連絡事項。あと、じゃあ、一応、諮問答申は、お役割としてやっていただいたということで、ご協力に感謝したいと思います。

また、私どもは、最後としての、一応、大山は超えたわけですけど、今、課長からお話がありましたように、これから、市としては議会等のご説明、あるいは市民に対するご説明が、これからも続々とあると思いますので、先ほど介護福祉課長に対する優しい言葉遣いをされた方を含めて、皆さん方もご協力・ご支援方、よろしくお願ひしたいと思います。

何か、感想とかご意見等があれば——よろしゅうございますか。

どうぞ。

小松委員：

今日の会議以外でもいいんですか。医師会の小松でございます。

先日来、医師会のいわゆる在宅ケアのことでいろいろ話をしていたんですが、その後の経過をちょっと話をしたいんですけど。

河会長：

はい、どうぞ。

小松委員：

はい。皆さん、ご存じのように、今の在宅ケアというのか、いわゆる訪問診療、あるいは在宅診療というのが、今からのポイントになってくるんだと思うんですけどね。

医師会の中で、今では地域福祉委員会っていうのが、それを中心に検討にしていたんですけども、今度は、そんなことじゃ駄目だと。いわゆるその専門委員会をつくれということで、今度、新しく医師会の中にその在宅診療の専門委員会をつくと。

ただ、その名称はまだはっきりしていなくて。実は、来週の火曜日の24日に例会がありまして、その席で、たぶん会長がその説明で、意見が出て来るだろうと思いますけども。

いずれにしても、今度、新しく在宅の専門委員会で何をするかということ、1つには、今、4カ所の介護保険——包括支援センターがございますね。それで、1カ所ごとに2人ずつ、8名の在宅委員というんですか、それをまず置くと。それから、小金井の中に50名以上の訪問診療をやってる医療機関があるんです。そこから、1人入っていただく。それプラス、

現会長は非常に乗り気なものですから、顧問という形。会長自身ではあまり、委員というわけにはいかないものですから、顧問という形で。トータルで 10 名の委員会の構図でして、今度、その連中が訪問診療については全部検討すると。例えば、市役所その他の包括センター、あるいは市民も来るでしょうし、いろんな形との連携だとか、そういうのは、そこが窓口でやると、今後は多分そうなると思うんですよね。

そういうことで、いろいろまたお世話になると思いますけども。その構成メンバーは、ある程度はわかっているんですけど、まだ正式じゃありませんので、わかり次第、会長さんのほうに、またご報告しますので。ほかのケアセンターの方々にも、いろいろお世話になると思いますし、ぜひそういう意味の連携は、だんだん、だんだん進めていきたいなと思っていますので、よろしく願いいたします。

河会長：

ありがとうございました。先ほどの山極さんのご意見とも、実は重なると思うんですけども。「地域包括」っていう言葉は、基本的には介護サービスの世界で用いられてきた言葉であります。その意味では、医師会の世界でも、「地域包括」とは必ずしもおっしゃいませんけども、在宅医療・在宅診療、あるいは地域在宅医療とか、かなり似た言葉遣いで、ご尽力されている部分がおありだと思います。

今、小松先生がおっしゃったように、それが、いわば「地域包括」との関係でつながりができれば、それを先ほど、本来、「地域包括」でできる事業を超えて、いろんなご相談が、また、させていただければありがたいというふうに思いますので。

どのような形で距離を取り、あるいは一緒に連携していくのかということも含めて、非常に大きな課題だと思いますので、また、今後とも医師会にもよろしく願いしたい、というふうに思います。ありがとうございました。

それでは、今日の会議はこういうことにさせていただきます。

これで諮問答申が終わったから、われわれの役目が終わったわけではございませんで、また、来年度に向けても、仕事が残っているんですよ。

介護福祉課長：

はい。

河会長：

どうぞ、よろしく願いします。

介護福祉課長：

連絡事項をお伝えします。

次回の開催についてご説明をいたします。

まずは、本年度、平成 26 年度の第 2 回地域包括支援センターの運営に関する専門委員会を 3 月 19 日木曜日、午後 2 時から小金井市役所第 2 庁舎 8 階の 802 会議室にて開催します。委員の皆さまはご予定に入れていただければと思います。3 月 19 日木曜日、午後 2 時からになります。

専門委員会の委員の皆さまには、また近くなりましたら、開催通知をお送りいたします。

また、先ほどお話がありました来年度、平成 27 年度の第 1 回目の介護保険運営協議会は 5 月ごろの開催を予定しております。開催日時が確定いたしましたら、また、できるだけ早く皆さま方にご通知を申し上げたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本期の委員の皆さまの任期は、平成 27 年 9 月 30 日までとなっておりますので、残り 7 カ月ちょっととなりますが、平成 27 年度もよろしく願いいたします。

河会長：

ありがとうございました。若干のフォローアップみたいなことも、27 年度のお役目としてであろうかと思っておりますので、また、今後ともよろしく願いいたします。

特に、先ほどの資料 2 につきましての数値等、これからいろいろと全国的なデータ等、あるいは東京都のデータ等が多少動いていくと思っておりますので、それらについても、次回の 5 月ごろに予定する協議会でも、また、ご報告いただきたいと思っております。また、これから、先ほどお話がありましたように、議会でのご議論等々、あるいは新しい年度から始まるご議論等々、であろうかと思っておりますので、それらについても、まさにフォローアップということを含めて、ぜひ次回、27 年度の第 1 回目の介護保険運営協議会での議題として、ご報告をさせていただきます。

それから、先ほど、この辺は時期的には、小松先生のほうのスケジューリングによると思っておりますけども、また、先ほどのようなことにつきましてのご報告等があれば、この場ででも、またご議論いただければ、いろんな意味での連携・協力、あるいは事業としての協働みたいなものができると思っておりますので、また、今後ともよろしく願いしたいと思っております。

それでは、取りあえず、昨年 1 年間から、ばたばたと、いろいろとご苦勞をかけましたけども、諮問答申というものを、一応果たさせていただきましたので、今年度の作業につきましては、今日をもってまとめたと思います。また、来年度もごございますので、今後ともものご協力・ご尽力をよろしく願いしたいと思っております。

どうもありがとうございました。